

株 主 各 位

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地

**大洋物産株式会社**

代表取締役社長 松島 伸介

## 第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.taiyo-bussan.co.jp/ir/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「投資家向け情報」「IR Information」をご確認ください。）

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9941/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年12月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

- 日 時 2025年12月24日（水曜日）午前10時  
(受付開始は午前9時30分を予定しております。)
  - 場 所 東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地  
偕成ビル6階 ホール（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
  - 目的事項  
報告事項 第85期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット及び書面（郵送）両方で議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。  
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項については、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。  
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



## 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

### 日 時

2025年12月24日（水曜日）  
午前10時（受付開始:午前9時30分）



## インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

### 行使期限

2025年12月23日（火曜日）  
午後5時30分入力完了分まで



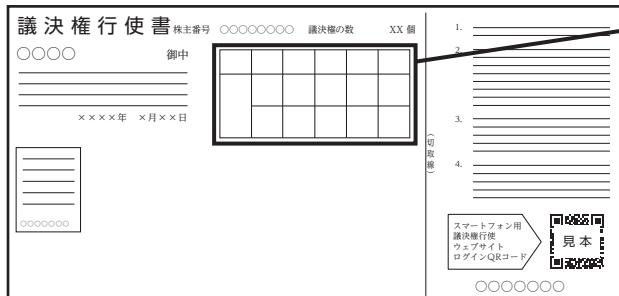
## 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

### 行使期限

2025年12月23日（火曜日）  
午後5時30分到着分まで

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第2号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

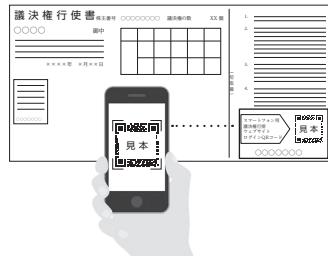
- インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

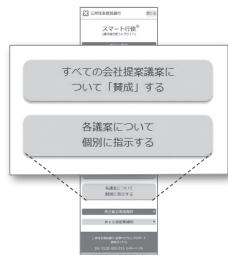
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

### 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

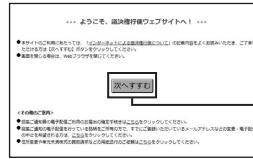
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

### 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

### 2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

### 3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

### 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が期待される中、緩やかな回復が続きました。個人消費については、一部に足踏みが残るもの、持ち直しの兆しが見られ、企業収益は改善の傾向にあります。一方で、アメリカの通商政策の動向、世界的な政情不安や円安の長期化に伴う物価上昇など、国内外の見通しは依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社の主要事業である食肉関連においては、従来の収益の中心であった鶏肉の輸入事業から、利益率の高い外食産業を中心とする取引先への加工食品の販売にシフトし、売上高を増加させることができました。また、新規アイテムの成約や、国産鶏肉を含む利益率の高い商材の販売も増加させております。次に農産品では、円安・輸送コスト高の影響及び新規契約の取引が進まず、売上高・取扱数量ともに減少となりました。中国関連の取引においては、中国向けの輸出取引・三国間取引について販売体制の変更に伴い受注が一時的に減少し、売上高・取扱数量ともに減少となりました。輸入豚肉に関しては、輸送コストの上昇や現地の供給過多による国内在庫過剰感の市況が続いておりますが、前事業年度比では売上高・取扱数量ともに増加となりました。

この結果、当事業年度における売上高は196億62百万円(前事業年度比4.8%増)、営業利益2億47百万円(前事業年度比7.1%減)、経常利益1億73百万円(前事業年度比14.1%減)、当期純利益1億48百万円(前事業年度比8.6%減)となりました。

### (2) 事業部門別の概況

次に事業部門別の概況をご報告申し上げます。

#### (食料部)

外食産業への販売をメインとしている牛肉については、現地の産地価格の高騰や供給量の減少、円安の長期化が続いており、前事業年度比では売上高・取扱数量ともに減少となりました。

輸入鶏肉におきましては、ブラジル産からタイ産への切替などで取扱数量が増加したものの、売上高・取扱数量ともに前事業年度比では減少となりましたが、新規契約先及び取扱商材の拡充により、利益は増加しました。国産鶏肉については、取引を安定的に確保すべく新規取引先の拡大に努め、成約を積み上げ、前事業年度比では大幅に増加させることができました。

タイ産の加工食品につきましては、海外の生産・輸送体制の強化により利益率の高い商材の販売が成約できしたことや取扱数量が増加しており、売上高・取扱数量、利益ともに増加となりました。

この結果、当事業年度の売上高は、88億10百万円(前事業年度比22.0%増)となりました。

#### (農産部)

農産品につきましては、緑豆等は増加したものの、蕎麦につきましては、新規契約取引の成約により利益率の高い商品の販売を増加させることができず、売上高・取扱数量を伸ばすことができませんでした。また、円安や輸送コストの増加が利益を圧迫し、利益を増加させることができませんでした。

この結果、当事業年度の売上高は、27億74百万円(前事業年度比8.1%減)となりました。

#### (中国開拓部)

中国関連につきましては、中国向けの輸出取引・三国間取引について販売体制の変更に伴い、受注が一時的に減少しており、後半は回復してきましたが、前事業年度比では売上高・取扱数量ともに減少となりました。

この結果、当事業年度の売上高は、59億94百万円(前事業年度比14.7%減)となりました。

#### (生活産業部)

輸入豚肉では、国内市場における在庫過剰感が続き、現地価格の高騰や為替相場の円安傾向もあり、販売を進めることができ厳しい市場環境が続いておりますが、新規商材の提案による成約等の取組みも前事業年度より進み、前事業年度比では、売上高・取扱数量ともに増加となりました。

化学品は、価格競争の影響や為替相場の影響により、商品となる原料を確保が厳しい状況が続き、他の新規商材を開拓しているものの、売上高を伸ばすことができませんでした。

この結果、当事業年度の売上高は、20億83百万円(前事業年度比39.8%増)となりました。

## [事業部門別売上高]

(単位：百万円)

	第 84 期 2023年10月1日から 2024年9月30日まで		第 85 期 2024年10月1日から 2025年9月30日まで		前事業年度比	
	構成比		構成比	増減額	増減率	
食 料 部	7,219	38.4%	8,810	44.8%	1,590	22.0%
農 産 部	3,019	16.0	2,774	14.1	△244	△8.1
中国開拓部	7,030	37.4	5,994	30.4	△1,035	△14.7
生活産業部	1,489	7.9	2,083	10.5	593	39.8
合 計	18,758	100.0	19,662	100.0	903	4.8

## (3) 対処すべき課題

世界経済は、米国の関税政策による貿易障壁の増加や、地政学的・政策的な不確実性の影響から、不透明感が強まっており、景気後退のリスクも懸念されております。

このような経営環境の中、当社としましては、これらのリスクを最小限にするため、新規販路の拡大、新規商品の開発等、商品の構成力を高めることにより、「量より質」で資金効率及び利益率の高い商品の取扱選択を図り販売強化を進めております。

当社は主に次の3本柱の政策にて進めてまいります。

①安定的な利益の獲得及び商材取扱の拡充

安定的な利益を確保するため、農産品の取扱拡充及び外食産業の海外出店サポートの拡充を目指してまいります。

②資金効率を鑑みた取扱品目の取扱選択

資金効率の観点からは、国産鶏肉等の国内取引拡大をすることにより、安定的な利益の確保を目指してまいります。

③新規事業の取扱強化

第三者割当増資によって調達した資金をもとに、越境EC等の新規事業の推進、中国現地法人の事業の推進、中国事業の拡充、ラーメンブランドの海外展開による収益事業の拡大等により、財務基盤の強化を目指してまいります。

## (4) 設備投資の状況

該当事項はありません。

## (5) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第82期 (2022年度)	第83期 (2023年度)	第84期 (2024年度)	第85期 (2025年度)
売上高(百万円)	21,045	20,023	18,758	19,662
経常利益(百万円)	173	131	202	173
当期純利益(百万円)	133	116	162	148
1株当たり当期純利益	81円75銭	60円23銭	84円20銭	76円93銭
総資産(百万円)	8,235	7,668	7,990	8,363
純資産(百万円)	564	688	802	993
1株当たり純資産額	287円47銭	348円22銭	404円71銭	504円55銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

### (第82期)

食肉関連では、外食産業を主要取引先としていることから、新型コロナウイルス感染症の影響による来客数の減少に伴い牛肉・加工食品の仕入量が抑えられ、当社の販売量も減少しました。また、原産地での新型コロナウイルス感染症の広がりが収束しつつあることから、生産量及び船積遅延等による供給は回復基調にありますが、燃料費の高騰に急激な円安も加わり、食肉全般で価格が高騰しております。

しかしながら、このような環境にあるものの、比較的安価な食肉としての輸入鶏肉の需要が高まり、鶏肉の輸入販売において、国内需要の増加及び販売単価の高い水準での推移が長期間にわたって継続したことにより、取扱数量・売上高共に当初の予想を大幅に上回る結果となりました。

農産品では、前半では、大豆等で中国などの産地価格が上昇したことや、ロシアでは輸出規制等も行っており、割高感から取扱数量が減少傾向にありましたが、後半にかけて、産地の確保に成功したことや、緑豆等の取引が増加したことから、売上高を増加させることができました。

中国向けビジネスに関しては、中国のネット販売会社向けの生活関連商品の拡販により、想定以上に売上高を伸ばすことができました。

輸入豚肉に関しましても、欧州産の取引の販売を強化したため、取引量が大幅に増加しつつあります。

(第83期)

食肉関連では、営業利益率及び資金効率の向上を目指し、当事業年度より、輸入鶏肉の取扱量縮小を進めてまいりました。一方、加工品をはじめとする新規商材の開拓、中国取引の強化、農産品及び豚肉の取引拡大、並びに利益率の高い商材へのシフトを進めてまいりました。

(第84期)

食肉関連におきましては、外食産業を中心とした需要は徐々に回復しつつあります。売上高・取扱数量は減少となりましたが、新規アイテムの成約や、利益率の高い商材の販売を増加させることができました。農産品では、新規契約の取引が進み、売上高・取扱数量ともに増加となりました。中国関連の取引においては、中国向けの輸出取引・三国間取引を中心に売上高・取扱数量ともに増加となりました。輸入豚肉については、中東情勢の影響により航路の迂回を余儀なくされた結果、入船の遅延や輸送コストの上昇が生じました。加えて、現地での供給遅延も重なったことで、前事業年度と比較して売上高・取扱数量ともに減少しました。

(第85期)

当事業年度については、「（1）事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## （7）重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (8) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

当社は、内外物資の輸出入、国内取引を主要業務としております。取扱商品は次に掲げる取扱商品及びそれらに付帯または関連する業務を行っております。

事業部門別の主要な取扱商品は次のとおりです。

事業部門	取扱商品
食料部	牛肉・鶏肉・加工食品
農産部	農産品
中国開拓部	中国生活関連商品
生活産業部	豚肉・化学品

## (9) 主要な営業所等 (2025年9月30日現在)

国内： 本社 東京都新宿区

## (10) 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31名	一名	45.9歳	12年

(11) 主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,313百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,397
株式会社みずほ銀行	997

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式総数 1,934,019株
- (3) 株主数 2,301名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	所有持株数	持株比率
ORCHID PLUS PTE.LTD.	189,000株	9.7%
株式会社エビス商事	136,100	7.0
桑畠 夏美	111,200	5.7
桑畠 幸奈	67,500	3.4
株式会社MC	66,400	3.4
柏原 滋	50,677	2.6
桑畠 直樹	45,900	2.3
星野 紀子	42,400	2.1
大洋不動産株式会社	40,609	2.1
湯浅商事株式会社	33,400	1.7

(注) 持株比率は自己株式(823株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日	2022年8月16日	2024年11月14日	2024年11月14日
新株予約権の数	70個	70個	450個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 7,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 7,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 45,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	無償	新株予約権1個当たり695円 (1株当たり6.95円)	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり97,700円 (1株当たり977円)	新株予約権1個当たり87,900円 (1株当たり879円)	新株予約権1個当たり90,300円 (1株当たり903円)
権利行使期間	2024年9月2日から 2027年9月1日まで	2025年12月1日から 2027年12月31日まで	2026年12月1日から 2034年10月31日まで
行使の条件	(注) 1	(注) 2	(注) 1
役員の保有状況	監査等委員でない取締役(社外役員を除く)	新株予約権の数 40個 目的となる株式の数 4,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 40個 目的となる株式の数 4,000株 保有者数 2名
	監査等委員でない社外取締役	—	—
	監査等委員である取締役	新株予約権の数 30個 目的となる株式の数 3,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 30個 目的となる株式の数 3,000株 保有者数 3名

(注) 1.

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義されるところによる。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 2.

- ①新株予約権者は、2025年9月期から2027年9月期までのいずれかの期における当社の営業利益が、300百万円を超過した場合、権利行使することができる。また、営業利益については、当社決算短信に記載された損益計算書における営業利益とし、国際会計基準等の適用により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。ただし、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額（ただし、取締役会により適正に調整されるものとする。）に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事実に大きな変更が生じた場合
  - (b)その他上記に準じ、当社が割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ②新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省

令第59号、その後の改正も含む。) 第8条で定義されるところによる。以下同じ。) の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2024年11月14日	2024年11月14日
新株予約権の数		70個	450個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 7,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式45,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 695円 (1株当たり 6.95円)	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 87,900円 (1株当たり879円)	新株予約権1個当たり 90,300円 (1株当たり903円)
権利行使期間		2025年12月1日から 2027年12月31日まで	2026年12月1日から 2034年10月31日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 30個 目的となる株式の数 3,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 320個 目的となる株式の数 32,000株 保有者数 28名
	子会社の役員	該当事項はありません	該当事項はありません

(注) 1.

①新株予約権者は、2025年9月期から2027年9月期までのいずれかの期における当社の営業利益が、300百万円を超過した場合、権利行使することができる。また、営業利益については、当社決算短信に記載された損益計算書における営業利益とし、国際会計基準等の適用により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。ただし、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額（ただし、取締役会により適正に調整されるものとする。）に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事実に大きな変更が生じた場合
- (b)その他上記に準じ、当社が割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ②新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義されるところによる。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 2.

①新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省

令第59号、その後の改正も含む。) 第8条で定義されるところによる。以下同じ。) の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する状況（2025年9月30日現在）

### （1）取締役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	松 島 伸 介	管理本部 管掌 大洋物産科技（煙台）有限公司 総經理
取 締 役	姜 偉 (長崎旭倫)	食料部 農産部 中国開拓部 生活産業部 管掌 上海大洋榮光商業有限公司 総經理 大洋物産科技（煙台）有限公司 董事長
取 締 役 (監査等委員)	横 山 友 之	公認会計士 横山経営会計事務所 代表 株式会社立飛ストラテジーラボ 非常勤執行役員 光ビジネスフォーム株式会社 社外独立役員 一般社団法人立飛教育文化振興会 理事長 一般財団法人オークネット財団 評議員 TRIBAWL株式会社 社外取締役 株式会社ジー・スリーホールディングス取締役（監査等委員） 株式会社BLueSeed 代表取締役 KAOPA株式会社 社外取締役 株式会社ラックランド 社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監査等委員)	大 下 良 仁	弁護士 善国寺坂法律事務所 株式会社ヒューマンクリエーションホールディングス 監査役 株式会社ラックランド 社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監査等委員)	上 楽 裕 三	公認会計士 株式会社中小企業ファイナンシャルアドバイザリー 代表取締役

- (注) 1.監査等委員である取締役 横山友之氏、大下良仁氏及び上楽裕三氏は社外取締役であります。  
 2.監査等委員である取締役 横山友之氏は、公認会計士資格及び税理士資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 3.監査等委員である取締役 大下良仁氏は、弁護士資格を有しております、企業法務に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4.監査等委員である取締役 上楽裕三氏は、公認会計士資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5.当社は、東京証券取引所に対して、横山友之氏、大下良仁氏及び上楽裕三氏（いずれも監査等委員である取締役）を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。  
 6.当社は、監査等委員会の職務を補助する常勤の内部監査担当者を配置しているため、常勤の監査等委員の選定を行っておりません。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び管理職従業員となります。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## (4) 取締役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2022年12月28日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本方針

当社取締役の報酬は株主総会決議により定められた取締役報酬限度額の範囲内において各職責を踏まえた適正な水準としております。具体的には固定報酬としての基本報酬及び長期的な取締役へのインセンティブとして、ストック・オプション制度を導入しております。短期の業績により変動する業績連動報酬は導入しておりません。

b.基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

c.非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等の内容は、ストック・オプションであり、その詳細は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「3. 新株予約権等の状況 (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況」に記載しております。

d.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、2022年12月28日開催の取締役会において、代表取締役社長である松島伸介氏に対し、各取締役の報酬等の内容の決定について、委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたって取締役会にて妥当性等について確認しております。

e.監査等委員である取締役の個人別の報酬額の決定に関する事項

監査等委員である取締役の個人別の個別報酬額については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

②取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

a.取締役

2022年12月28日開催の当社第82回定時株主総会決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、年額200,000千円以内（うち社外取締役分年額50,000千円以内）であります。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名（うち、社外取締役は0名）です。

b.監査等委員である取締役

2022年12月28日開催の当社第82回定時株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額30,000千円以内であります。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

③当事業年度に係わる報酬等の総額等

区分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等 (ストック・オプション)
取締役 (うち社外取締役)	2名 (一名)	18,912千円 (一千円)	17,880千円 (一千円)	1,032千円 (一千円)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	3名 (3名)	9,387円 (9,387千円)	9,000千円 (9,000千円)	387千円 (387千円)
合計 (うち社外役員)	5名 (3名)	28,299千円 (9,387千円)	26,880千円 (9,000千円)	1,419千円 (387千円)

(注) 1. 業績連動報酬の該当はありません。

2. 非金銭報酬等は、当事業年度において費用計上した金額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役の重要な兼職先の状況は、「4. 会社役員に関する状況 (1) 取締役の状況」に記載のとおりですが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度におきましては、取締役会を17回、監査等委員会を13回開催しております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
取締役 横山友之	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席し、監査等委員会13回のうち全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な見地及び大手監査法人での勤務経験、自らが代表を務める会計事務所の経営経験から、監督、助言を行うなど、当社の重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たしております。また、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、内部監査等について適宜、議案審議等に必要な発言を行っております。</p>
取締役 大下良仁	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回出席し、監査等委員会13回のうち全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、裁判官としての経験と弁護士としての経験の双方を有し、法律事務に関する豊富な経験を生かし、監督・助言を行うなど、専門的な見地から当社の重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たしております。また、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役 上楽裕三	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席し、監査等委員会13回のうち全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、公認会計士としての専門的な見地及び大手監査法人での勤務経験及び自らが代表を務めるコンサルティング会社の経営経験を生かし、監督・助言を行うなど、当社の重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たしております。また、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、内部監査等について適宜、議案審議等に必要な発言を行っております。</p>

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

フロンティア監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

区分	金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

(注) 1.当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人フロンティア監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ、剰余金の分配を検討する所存であります。なお、配当を行う場合につきましては、期末配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は取締役会決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

---

(注) 本事業報告中の記載数字は下記のとおり表示しております。

- 1.金額については、表示単位未満を切り捨てております。
- 2.株式数については、百株未満を切り捨てております。
- 3.比率については、小数第二位を切り捨てております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,759,722	流 動 負 債	7,233,740
現 金 及 び 預 金	265,969	支 払 手 形	188,878
電 子 記 録 債 権	8,219	買 掛 金	911,613
売 商 売 金	5,888,553	短 期 借 入 金	5,907,835
商 品	1,302,598	未 払 金	11,381
前 渡 金	232,026	未 払 費 用	139,717
前 払 費 用	31,013	未 払 法 人 税 等	13,977
未 収 入 金	23,255	前 受 金	1,112
デ リ バ テ ィ ブ 資 産	3,485	契 約 負 債	57,745
そ の 他	4,600	預 り 金	1,478
固 定 資 産	604,172	固 定 負 債	137,071
有 形 固 定 資 産	211,436	繰 延 税 金 負 債	36,404
建 物	60,249	退 職 給 付 引 当 金	100,666
器 具 及 び 備 品	5,626	負 債 合 計	7,370,812
土 地	145,560	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	17,596	株 主 資 本	972,986
電 話 加 入 権	2,859	資 本 金	257,792
ソ フ ト ウ ェ ア	138	資 本 剰 余 金	157,792
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	14,598	資 本 準 備 金	157,792
投 資 そ の 他 の 資 産	375,140	利 益 剰 余 金	558,438
出 資 金	10	そ の 他 利 益 剰 余 金	558,438
関 係 会 社 出 資 金	129,652	繰 越 利 益 剰 余 金	558,438
前 払 年 金 費 用	115,405	自 己 株 式	△1,037
そ の 他	130,072	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,418
資 産 合 計	8,363,894	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,418
		新 株 予 約 権	17,677
		純 資 産 合 計	993,082
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,363,894

# 損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		19,662,137
売 上 原 価		18,900,991
売 上 総 利 益		761,145
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		513,778
営 業 利 益		247,366
営 業 外 収 益		14,100
受 取 利 息 及 び 配 当 金	217	
受 取 貸 貸 料	13,043	
そ の 他	839	
営 業 外 費 用		87,692
支 払 利 息	77,736	
支 払 保 証 料	6,499	
為 替 差 損	446	
そ の 他	3,009	
経 常 利 益		173,774
税 引 前 当 期 純 利 益		173,774
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	26,701	
法 人 税 等 還 付 額	△1,505	
法 人 税 等 調 整 額	△147	25,049
当 期 純 利 益		148,725

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月26日

太 洋 物 産 株 式 会 社  
取締役会御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 藤 井 幸 雄  
指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 酒 井 俊 輔

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太洋物産株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 他の記載内容

他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月28日

太洋物産株式会社 監査等委員会  
監査等委員 横山友之 印  
監査等委員 大下良仁 印  
監査等委員 上楽裕三 印

(注) 監査等委員横山友之、大下良仁及び上楽裕三は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。  
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	（ 再 任 ） まつ しま しん すけ 松 島 伸 介 (1971年8月28日生)	<p>1994年10月 高木証券 入社</p> <p>1996年10月 株式会社アプラス 入社</p> <p>2000年1月 フレックス株式会社 入社</p> <p>2022年3月 太洋物産株式会社 代表取締役社長（現任） 管理本部管掌（現任）</p> <p>2023年6月 太洋物産科技（烟台）有限公司 総経理（現任）</p>	0株
2	（ 再 任 ） じゃん うえい ながさき あきのり 姜 偉（長崎 旭倫） (1964年9月20日生)	<p>1985年12月 太洋物産株式会社 入社</p> <p>2006年4月 北京駐在事務所長</p> <p>2010年1月 北京駐在事務所長兼広州駐在事務所長</p> <p>2012年4月 営業開拓部マネージャー兼 北京駐在事務所長 兼 広州駐在事務所長</p> <p>2012年11月 上海大洋栄光商業有限公司 董事長</p> <p>2013年12月 補欠取締役 執行役員 営業開拓部 ジェネラルマネージャー</p> <p>2016年12月 太洋物産株式会社 取締役（現任）</p> <p>2016年12月 食料1部 食料2部 営業開拓部 生活産業部 上海大洋栄光商業有限公司 管掌</p> <p>2019年1月 食料部 営業開拓部 生活産業部 管掌 上海大洋栄光商業有限公司 総経理（現任）</p> <p>2023年6月 太洋物産科技（烟台）有限公司 董事長（現任）</p> <p>2025年1月 食料部 農産部 中国開拓部 生活産業部 管掌（現任）</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 松島伸介氏を取締役候補者とした理由は、ファイナンス業務を中心として豊富な経験を有し、さらに企業に

- に対するコンサルティング・M&A事業を営む会社の代表取締役としての経験も有していることから、当社の取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。
3. 姜偉氏を取締役候補者とした理由は、1985年に当社へ入社以来、長年にわたって勤務し、2016年より当社取締役も務めるなど、豊富な経験と理解を備えていることから、当社取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

4. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、取締役及び管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

## 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2023年12月26日開催の第83回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役小井土直樹氏の選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとなっておりますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社 の株式の数
( 再 任 ) こいど なおき 小井土 直樹 (1983年11月24日生)	2011年11月 弁護士登録 松尾千代田法律事務所 入所 2013年12月 セントラル法律事務所 入所 2022年7月 株式会社ジー・スリーホールディングス コンプライアンス委員（現任） 2025年10月 銀座みゆき通り法律事務所 入所（現任）	一株

- (注) 1.候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2.候補者は、監査等委員である社外取締役の要件を満たしており、補欠の監査等委員である社外取締役として選任するものであります。  
3.同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。  
4.小井土直樹氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。  
小井土直樹氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての経験を有し、法律実務に関する豊富な経験を有していることから、有益なご意見やご指導をいただけると期待しております、監査等委員である取締役として、当社の業務執行を監査する適切な人材と判断しました。  
5.監査等委員である社外取締役との責任限定契約の内容の概要  
小井土直樹氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
6.役員等賠償責任保険契約の概要  
当社は、取締役及び管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、小井土氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約は次回更新時においても同内容での契約更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

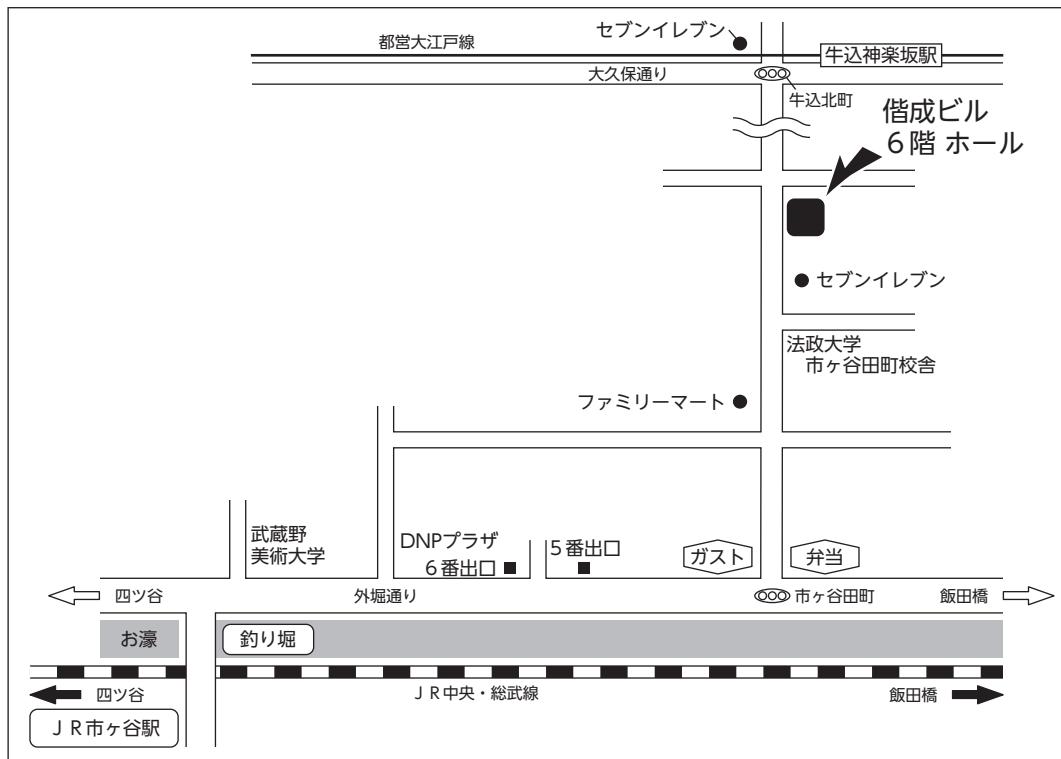
以上

× も

× も

# 株主総会会場ご案内図

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地  
偕成ビル 6階 ホール  
連絡先 03 (5946) 8000 (総務部)



## 交通のご案内

### 最寄駅

J R 中央・総武線「市ヶ谷駅」徒歩10分

東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」5番出口徒歩8分

都営大江戸線 「牛込神楽坂駅」徒歩8分